

30 農地制度実施円滑化事業

【8,429(10,742)百万円】

対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

<背景/課題>

農地の貸借規制の見直しや農地の面的集積の推進等を内容とする農地法等改正法が平成21年12月に施行されました。これに伴い、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割がますます重要となっていることから、農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援する必要があります。

政策目標

全ての農業委員会が新たな農地制度を適切に運用

<主な内容>

1. 農地制度実施円滑化事業費補助金 3,000(5,259)百万円
農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を支援します。
2. 農地調整費交付金 115(118)百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付します。
3. 全国農業会議所事業費 15(35)百万円
全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、農業委員会の資質向上のための活動等を支援します。
4. 農業委員会交付金 4,764(4,776)百万円
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付します。
5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金 534(553)百万円
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担します。

補助率：10/10、定額、1/2以内
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課 (03-6744-2152(直))]

農地制度実施円滑化事業

平成23年度概算要求額:8,429百万円

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

～農業委員会の体制整備の強化～

○農地制度実施円滑化事業費補助金(3,000百万円)

農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要経費を支援

- ・農地の利用関係の調整
- 〔 農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等 〕
- ・農地の利用状況調査
- ・農地基本台帳の整備
- ・農地相談員の設置

○農業委員会交付金(4,764百万円)

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

○農地調整費交付金(115百万円)

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付

○都道府県農業会議議員手当等負担金(534百万円)

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設定費を負担

○全国農業会議所事業費(15百万円)

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や農業委員会の資質向上のための活動等を支援

+